

平成27年度 第1回富士見市環境審議会会議録

日時	平成27年4月7日(火) 午後2時00分～3時30分
場所	市長公室
出席者 (欠席者)	<p>審議会委員  出席者：澤田委員、須田委員、木内委員、石塚委員、横山委員、京谷委員、川上委員  関根委員、羽石委員、平塚委員、細田委員、前村委員、齋藤委員</p> <p>欠席者：関井委員、千種委員</p> <p>市：環境課(事務局)  山田自治振興部長、益子環境課長、落合環境課副課長、會田係長、佐藤</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. あいさつ</li> <li>3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2次美化推進計画について</li> <li>(2) その他</li> </ol> </li> <li>4. 閉会</li> </ol>
公開・非公開	公開(傍聴人 0人)
備考欄	

1 開 会

2 あいさつ  
自治振興部長

3 議 事

(1) 第2次富士見市美化推進計画について

パブリックコメントの実施結果について事務局から説明

- ・計32件の意見が寄せられ、28件は喫煙所設置を要望する意見である。
- ・喫煙所設置を要望する意見は、路上喫煙禁止区域内に喫煙所を設置する要望と、駅構内に喫煙所設置を要望する意見にまとめさせていただいた。
- ・今後のスケジュールについては、4月中にパブリックコメントの結果を公表後、計画策定とする。

<質 疑>

委 員：意見5番について、駅構内は東武鉄道の私有地であり、私有地内の喫煙所設置は所有者の判断となるとあるが、東武鉄道へ喫煙所の設置について働きかけはあるのか。

事務局：特に働きかけてはいない。東武鉄道の方針として、駅構内に喫煙所を設置する予定はないと伺っている。

委 員：東武鉄道沿線の喫煙所設置状況はいかがか。

事務局：和光市駅からふじみ野駅については、駅前の路上喫煙禁止区域内において喫煙所は設置されていない。

委 員：単に駅構内は東武鉄道の私有地であるため、喫煙所の設置は所有者の判断となるとの表現はいかがか。

委 員：駅構内とは具体的にどこを指しているのか不明確である。また、喫煙所の設置は鉄道会社の方針によるものであるとの表現のほうが良いと思われる。

事務局：修正させていただく。

委 員：たばこ店の喫煙所では歩道上にはみ出して喫煙している者もいる。公道上は路上喫煙禁止区域であるがその点についてたばこ店への働きかけはあるのか。

事務局：公道上は路上喫煙禁止区域であるため、たばこ店の喫煙所で公道上にはみ出して喫煙している者がいると問い合わせがあった場合は、たばこ屋に対して注意をしているところである。

委 員：32件中28件が喫煙所の設置を要望する意見であり、寄せられた意見の大半を占めていると判断できるが、どのように解釈すればよいのか。喫煙所の設置の賛否について統計的なデータも示す必要があるのではないか。

事務局：喫煙所の設置の検討については、環境審議会を始め各団体へ意見聴取を実施している。様々な意見をいただいたが、その中には賛否を明確に判断することは困難な意見もある。そのため、賛否の統計的なデータを示すのではなく、環境美化や安全面の観点から公的な喫煙所の設置は適当でない」と表現した。

委員：喫煙所の設置を要望する意見がまとまって寄せられていると感じるが、団体としての要望だと推測できるのか。

事務局：一概に推測することはできない。喫煙所の設置を要望する意見は、FAX、公共施設への提出と電子メールにて寄せられた。

また、計画上は喫煙所の設置について記載されていない。仮に喫煙所を設置すると記載した場合、寄せられる意見が変化する可能性もある。

委員：意見6番について、路上喫煙禁止区域に西みずほ台一丁目南町会全域を含むようにとあるが、全域を含めた場合、範囲が拡大されるため監視の目が行き届かないのではないのか。

事務局：平成22年度に路上喫煙禁止区域を指定した際には、地域住民を対象に説明会を開催させていただいた。地域住民の総意としてこのような意見をいただいた場合は検討させていただきたい。

また、富士見市をきれいにする条例ではマナー向上のために区域を指定している。罰則規定を設けて監視するのではなく、引き続き啓発活動により周知させていただきたい。

委員：前回の審議会にて提示された素案からの修正点について説明していただきたい。

事務局：「市民」、「市民等」や「来訪者」という言葉が混同しているとの指摘を受け、文言の修正をさせていただいた。

委員：パブリックコメントの結果を踏まえて計画内容を修正することはないのか。

事務局：所管課として修正は考えていない。結果の公表については内部での決裁を経て公表させていただく。

※上記のとおり、指摘箇所を訂正の上、パブリックコメント結果の公表についてご了解いただいた。

## (2) その他

### ①平成26年版富士見市の環境について

- ・当年次報告書から第2次富士見市環境基本計画に基づいた報告書である。
- ・平成25年度環境審議会でご指摘いただいた点を反映、基本方針ごとに所管課を記載している。

### 〈質 疑〉

委員：喫煙所設置等に関する記載はあるのか。

事務局：15ページに富士見市美化推進計画に基づく施策について記載している。

### ②平成27年度環境施策について

## 4 閉 会